

クリーンセンター通信

編集/発行 近江八幡市第 2 クリーンセンター
近江八幡市北津田町 1 5 9 番地
0748-32-4394 FAX 32-4401
第 15 号 2006, 7, 5

火災による廃棄物の処理は？

建物火災があった場合の被災建築物は何でもかんでも市の処理施設で受け入れできるものではありません。お気の毒で事情はわかりますが下記の受け入れ基準に従って処理をお願いします。

火災廃棄物を自分で搬入される方へ

市内にお住まいの方で一般住宅等が火災に遭われた場合には、火災により生じた廃棄物（衣類、家具布団、ジュータン、畳、家電リサイクル法対象品以外の電化製品、日用品等）を第 2 クリーンセンターへ搬入することができます。

ただし、搬入には条件があり、搬入できる物と、搬入できない物とがありますので、第 2 クリーンセンターに搬入を希望される場合は、後片づけをする前に、必ず事前にご相談ください。

なお、火災による廃棄物は、搬入時に減免申請を行うと市の処理手数料が免除されます。

減免申請をすると(処理手数料が免除されます。)

減免申請には、り災証明と印鑑が必要です。……り災証明は消防本部で発行します。

・罹（り）災証明には、火災の程度が記載されています。それをと現場の状況を見て程度・量を判断します。

申請に基づき受入廃棄物の確認をします。(環境課 申請 確認 搬入 第 2 クリーンセンター)

- ・火災現場で火災廃棄物の状況を確認します。(第 2 クリーンセンター職員が確認後、搬入ください)
- ・市の処理施設へ搬入できる物を確認し、搬入日、搬入量、搬入方法等を決めます。
- ・搬入できない物は、解体業者等に依頼してください。(建設リサイクル法により床面積 80 ㎡以上の建物の解体工事を行う場合には着手 7 日前には届出が必要です。新築・増改築、リフォームの場合もリサイクル対象となります。)

* 搬入時に受入基準が守られていない場合は、投入をお断りします。

・ クリーンセンターへ搬入する場合

- ・ 搬入日は、月曜日から土曜日までです。(年末年始は搬入できません。)
- ・ 搬入時間は、午前 9 時から午後 1 2 時までと午後 1 時から午後 4 時までの間です。
 - ・積込む時は、市の分別方法に従い、可燃ごみ(燃やしてもいいごみ・燃やすごみ)、不燃ごみ(燃やしてはいけないごみ、燃やせないごみ)、粗大ごみ及び資源ごみに分けて積んでください。(量が多い場合は、区分毎に搬入してください)
 - ・搬入量は、原則として一日に 4 車で 2 車分(午前 1 車、午後 1 車)までです。で、量が多い場合は、数日に分けて搬入してください。
 - ・荷降ろしは、搬入者ご自身にいただきますので、量が多い場合は、荷降ろしできる人数でお越しください。

クリーンセンターへ搬入できないもの

1 市の処理施設で処理できない物

- ・家電リサイクル法対象品(テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機、冷凍庫)、パソコン(*物の状態によっては不燃ごみ又は粗大ごみ扱いで市で処理いたします。)
- ・タイヤ、オイル、塗料、LPG ボンベ、バッテリー、スプリングマットレス
- ・FRP製品(浴槽、サーフボード、カヌー等)、耐火金庫、消火器
- ・自動車、バイク、船舶、農機具、オイルヒーター、農薬
- ・工場、倉庫、店舗、事務所、作業場の火災廃棄物

2 建築廃棄物

- ・瓦、柱、梁、天井、壁、床、基礎等、システムキッチン、浴槽、便器、浄化槽、温水器(電気、太陽熱)、車庫、倉庫、塀、庭石、庭木等。

3 工場、事業所、倉庫などから出される産業廃棄物

上記の物以外でも、ごみの量及び発生事由等により受け入れできないと判断する場合はお断りする場合やその場で分別、切断等を指示することがありますので、あらかじめご了承ください。

火災による家屋等の廃棄物の受け入れ基準

近江八幡市第 2 クリーンセンター

○ 産業廃棄物

一定規模(80 ㎡)以上の解体工事による建設廃材は、産業廃棄物として「建設リサイクル法」により適切な処理をしなければなりません。当然、火災等の災害による解体廃棄物も解体業者に依頼すれば産業廃棄物として処理することになります。が、これを市処理施設で処理することはできないので、民間の産業廃棄物処分場で処理していただくことになります。

市の処理施設では、原則として産業廃棄物の受け入れが禁止されており、特に多量の瓦、コンクリート片・ブロック片や基礎等のがれき類、太い梁や柱の木材類については、処理作業に障害を生ずることになりますので、受け入れができないことを御理解いただきたいと思います。

○ 一般廃棄物

本市で考えられる主な災害といえば火事、洪水、地震があげられます。このような災害に遭われ、家屋内で使われていた、家具、畳、ふとん、鏡台、家電製品等を処分しようとする場合は、「一般廃棄物処理手数料減免申請書」を環境課に申請し、搬入の際にクリーンセンターに提出する必要があります。申請にあたっては東近江行政組合(消防本部)八幡消防署にて「罹災証明書」を発行してもらい、減免申請書に添付してください。

クリーンセンターに搬入できる大きさや量の条件は、通常の粗大ごみや剪定枝を搬入される場合と同じです。1 日に搬入できる量については、4 t 車 2 台程度までに限らせていただきます。太い梁や石膏ボード、浴槽、仏壇等の適正処理困難物は搬入できません。専門の業者に処理を依頼してください。大規模な地震等の災害の場合には、状況にあった対処が必要となりますので、その場合には、市災害対策本部から被災された人に処理の方法をお知らせすることになります。

■ 市の処理施設で受け入れできない廃棄物

工作物の除去に伴って生ずる「建設廃材」・・・多量に生ずるため市では処理できません。取り除くものの業態によって判断が難しいですが、通常は業者が解体することから産業廃棄物とされています。また、特に建築解体廃棄物については平成 12 年 5 月から「建設リサイクル法」が適用され床面積 80 ㎡以上の建築物の解体をする場合にはコンクリートや木材の産業廃棄物の再資源化が発注者、受注者双方に義務付けられています。正当な理由がある場合を除き法律に基づき分別解体をしなければなりません。(正当な理由とは、有害物で建物が汚染されている場合とか災害で建物が倒壊しそうな場合で分別解体を実施することが危険な場合等があります。具体的には個々の事例に則して個別に判断が必要となります。)

○ 建設リサイクル法対象物・・・コンクリート、コンクリート及び鉄からなる資材、木材、アスファルト・コンクリート

○ 産業廃棄物・・・建設リサイクル法対象物以外の解体工事により生じた建設廃材及び事業活動に伴い生じた事業系廃棄物のうち事業系一般廃棄物以外の物

○ 適正処理困難物・・・市の施設では処理が困難な物(市が指定する適正処理困難物)

■ 市の処理施設で受け入れできる物(手数料の減免があります)

事業系一般廃棄物、粗大ごみ、生活ごみ・・・ただし、市の処理施設の受入基準や分別・出し方ルールは、厳守願います。(例；長いものは 30 ~ 50cm に切断、太いものは直径 10cm 程にする等。)

ごみ処理事業にかかる経費はいったいいくらでしょうか？

1 日に 3、8 7 5 千円 ごみ 1 袋（10kg 入り袋）処理するのに 454 円が必要です。

■平成 17 年度のごみ処理実績が確定しました！

ごみ処理直接経費	8 5 5 , 6 7 6	千円
a,施設維持関係	6 0 7 , 8 4 1	千円
b,建設工事	0	・・・起債に対応する工事費
c,収集関係	2 0 9 , 5 0 6	千円
d,最終処分場関係	3 8 , 3 2 9	千円
給料	1 3 0 , 9 2 7	千円
e,施設関係人件費	9 4 , 4 3 4	千円
f,収集関係人件費	3 6 , 4 9 3	千円
起債償還分	4 2 1 , 1 0 0	千円

清掃総務費	7 2 , 4 2 2	千円
G、清掃事業推進事業	2 8 , 2 6 5	千円 フェックス、カンダ、合特
H、環境美化推進事業	1 4 , 0 3 2	千円 クリーンパト、ピーチクリナー
I、廃棄物処理施設関連事業	2 1 , 2 0 9	千円 周辺整備
J、廃棄物処理施設整備計画策定事業	8 , 9 1 6	千円 ごみ事業、地域計画、
G～Jのうち ごみ処理に係るカンダ印刷、最終処分場橋梁道路借上等経費	6 , 6 7 3	千円
（浄土寺旧最終処分場の公園化工事費を除く）		
環境課廃棄物関係人件費	7 2 , 4 1 8	千円

平成 17 年度 搬入ごみ処理量 3 1 , 1 4 7 t
内訳 第 2 クリーンセンター 2 7 , 4 8 5 t 最終処分場 3 , 6 6 2 t
近江八幡市民 人口 6 8 , 8 4 2 人（平成 17 年 10 月 1 日）

- ごみ 1 kg 当りの処理経費・・・ + + + / ÷1000 = 4 5 . 4 円・・・
1 日当りの処理経費・・・（ + + + ）÷365 = 3 , 8 7 5 千円
- 市民 1 人当り年間 453kg のごみを排出（1 日だと 1240g 排出）するとして
年間のごみ処理に要する 1 人当りの経費は・・・2 0 , 5 6 6 円
- ごみ事業全体に要する市民 1 人当りの年間の経費は
（ + + + + ）/ = 2 2 , 5 5 3 円
4 人家族ですと ごみ処理の経費；82,264 円、ごみ事業全般だと 90,212 円です。
- 1 日当りのごみ事業総経費・・・（ + + + + ）÷ 365 = 4 , 2 5 4 千円

県内12市の粗大ごみ収集方法、事業ごみ・家庭ごみ指定袋導入の状況調べ

12 市	粗大ごみ収集方法	粗大ごみ手数料徴収	事業ごみ取扱方法	家庭ごみ袋(指定袋制)
甲賀市	戸別申込収集 処理券を購入後 市に申し込み	1品300円券購入	事業ごみ専用指定袋 1枚50円=処分手数料	指定袋有料制 1枚 大25円 小18円
野洲市	粗大ごみ集積所	シール1枚150円	許可業者又は持込み	指定袋有料制 可燃、不燃、プラ用とも1枚 大25円、小20円粗大 150円
湖南市	戸別申込収集 市に申し込み	粗大ごみ処理券 1枚 500円	事業ごみ専用指定袋 1枚50円=処分手数料	指定袋有料制;可燃、プラ用1枚 25円、エフ 4 枚 100円=収集運搬手数料
高島市	戸別申込収集 (18年4月から)	ごみ処理券:600円、 1100円、1600円	事業用可燃ごみ収集袋 大90円/枚、中60円/枚、小30円/枚	搬入;市長の定める額 市販 指定の袋
東近江市	直搬入のみ	持込み 有料	許可業者又は持込み	中部清掃の定める額 市販 指定の袋
米原市	直搬入	年2回6品目	事業系ごみに対して、特別収集用 指定袋20枚入、4000円で販売している・・・集積所に出せる	
長浜市	年2回拠点回収 無料エフ6品目	無料エフ配布 超えれば直搬入	家庭ごみは、指定袋100枚まで無料、超えたら有料、市販 エフ袋の販売所・・・市町窓口、支所、クリスタルプラザ、クリーンプラント	
大津市	ステーションで無料収集		許可業者又は持込み	搬入;市長の定める額 市販 指定の袋=市価 指定番号袋=ポリの無色透明
草津市	戸別申込収集	粗大ごみ処理券 800円、1500円 2900円の3種類	許可業者又は持込み	指定袋制;指定ごみ袋1枚110円単身世帯52枚/年又は複数世帯104枚/年を自治会から無料配布。超えたら1枚110円で購入・・・氏名記載
守山市	ステーション収集	エフ56枚まで無料 超過分は1枚150円	許可業者、持込み	指定袋有料制;可燃1世帯110枚まで1枚10円超えたと1枚50円で購入破砕ごみ、不燃のエフ56枚無料超えたと1枚150円
栗東市	ステーション収集	ごみ処理券58枚無料 交付 超えたと1枚100円	許可業者又は持込み 事業ごみ搬入は10kg170円、資源ごみは10kg100円にしている	指定袋制;可燃104枚、破砕12枚/年は無料配布 ただし超えた場合は1枚100円
彦根市	戸別申込収集	粗大ごみ処理券 手数料は400円、600円、900円、1200円、1500円の5種類	事業ごみ専用袋を使用 証紙(処理券)1枚240円(ステーションに出す時に貼る)+ 営業用指定袋12円/枚(搬入時も利用する)有料販売	指定袋有料制 ;可燃用;大11円/枚、中10円、小8円不燃、プラ用;8円/枚、営業用(事業ごみ);12円/枚
近江八幡市	戸別申込収集	粗大ごみ処理券500円、1000円、1500円と各家電処理券	許可業者又は持込み	指定袋なし、無料収集、透明又は中味の見える袋

●ルール違反の排出ごみには、下記の警告シールを貼ります。違反ごみは収集しませんので、ステーション利用者・自治会の皆様で責任を持って出し直し下さい。

ごみ警告書（シール）サンプル

= 警告 = このゴミは以下の理由で収集できません。このステーションの管理者及び利用者の皆さんへ・・・の

中に 点が付いている事項が、収集しない理由です。ルールを守って出し直しをお願いします。

☐ ごみの収集日が違います。

☐ ごみ分別（不燃ごみ、可燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ）が出来ていません。

☐ フタを取り、ラベルをはがし、中を水洗いして出し直してください。

☐ スプレー缶は穴を開けて、ガスを抜いてから、資源ごみの日の缶で出してください。

☐ 使い捨てライターは、破壊して中のガスを出しきってから（不燃ごみで）出してください。

☐ 段ボール紙・新聞・雑誌、紙パックは、まとめた状態で、資源ごみとして出してください。

☐ このままでは大きすぎます。又は長すぎます。30センチ（角）に切ってください。

☐ このままだと「粗大ごみ」です。粗大ごみの取扱いをしてください。

☐ テープ、ロープ、ひも類は30センチ以内に切ってください。

☐ ごみステーションには出せないゴミです。

☐ 事業系のごみです。事業者責任で有料で処理をしてください。タダ出しはいけません。

☐ 多量のごみの排出は、みんなの迷惑です。自分で直接搬入ください。（1度に3袋以上は多量ごみです）

☐ 家電リサイクル品（テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫）です。

☐ パソコンは法律でリサイクルする事が定められています。自分で処分しないで、メーカーに返却下さい

☐ これは「粗大ごみ」=1斗缶以上です。戸別収集で申込むか又は直接クリーンセンターに自分で搬入して有料で処理してください。

☐ 埋め立てゴミです。許可をもらって搬入ください。

☐ 危険物又は適正処理困難物です。市では収集・処理しません。販売店等に相談下さい。

（農薬、火薬類、農機具、バイク・自動車部品、金庫、消火器など）

☐ タイヤ、バッテリー、ボタ電池・充電式電池は販売店等に依頼ください。収集しません。

☐ このゴミは産業廃棄物です。産廃業者等に依頼するなど事業者の責任で処理してください。

（例；農業者の出す廃プラスチック、金属くず、事業所からの廃プラスチック類、ガラスくず、金属くずなど）

☐ ここは、（可燃、不燃、資源）のゴミステーションではありません。

違反ごみは、早急に、このステーションから、お持ち帰りください。
ゴミの出し方・分別ルールの問い合わせは
近江八幡市 第2クリーンセンター
0748-32-4394

知っていますか？

市長の許可を受けずに一般廃棄物の収集・運搬及び処分を業として行った者

（一般廃棄物収集運搬・処分業の無許可営業）

罰則・・・5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金又はこれの併科

●一般廃棄物の収集運搬、処分を許可業者以外の者に委託した者（事業者）も同様の罰則（廃棄物処理法には両罰規定という厳しい制度が適用されています）があります。事業ごみを家庭ごみと偽って搬入することも違反行為です。ご注意下さい。